

低炭素建築物新築等計画の認定の申請手数料

認定申請の種別	用途	手数料算定単位	手数料		
(1) 認定申請 法第54条第1項	ア 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合 登録建築物調査機関等による適合証が提出された場合	(ア) 1戸建ての住宅	1戸あたり 7,000円		
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数	1戸	7,000円
				2～5戸以下	12,000円
				6～10戸以下	19,000円
				11～25戸以下	31,000円
				26～50戸以下	51,000円
				51～100戸以下	88,000円
				101～200戸以下	130,000円
				201～300戸以下	170,000円
		300戸を超えるもの	180,000円		
	上記の計画に共用部分が含まれている場合は、申請戸数に応じた手数料に共用部分の床面積に応じた手数料を合算してください。 (※:注意事項)	共用部分	300㎡以内	11,000円	
			300㎡を超え1,000㎡以内	20,000円	
			1,000㎡を超え2,000㎡以内	30,000円	
			2,000㎡を超え5,000㎡以内	87,000円	
			5,000㎡を超え1万㎡以内	130,000円	
			1万㎡を超え2万5,000㎡以内	160,000円	
	2万5,000㎡を超えるもの	210,000円			
	(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計	300㎡以内	11,000円	
			300㎡を超え1,000㎡以内	20,000円	
			1,000㎡を超え2,000㎡以内	30,000円	
2,000㎡を超え5,000㎡以内			87,000円		
5,000㎡を超え1万㎡以内			130,000円		
1万㎡を超え2万5,000㎡以内			170,000円		
2万5,000㎡を超えるもの			210,000円		
イ 上記以外	(ア) 1戸建ての住宅	1戸あたり 35,000円			
	(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数	1戸	35,000円	
			2～5戸以下	69,000円	
			6～10戸以下	97,000円	
			11～25戸以下	130,000円	
			26～50戸以下	190,000円	
			51～100戸以下	270,000円	
			101～200戸以下	370,000円	
			201～300戸以下	490,000円	
	300戸を超えるもの	580,000円			
	上記の計画に共用部分が含まれている場合は、申請戸数に応じた手数料に共用部分の床面積に応じた手数料を合算してください。 (※:注意事項)	共用部分	300㎡以内	100,000円	
			300㎡を超え1,000㎡以内	130,000円	
			1,000㎡を超え2,000㎡以内	170,000円	
			2,000㎡を超え5,000㎡以内	270,000円	
			5,000㎡を超え1万㎡以内	350,000円	
			1万㎡を超え2万5,000㎡以内	420,000円	
	2万5,000㎡を超えるもの	490,000円			
	(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計	300㎡以内	230,000円	
			300㎡を超え1,000㎡以内	290,000円	
1,000㎡を超え2,000㎡以内			380,000円		
2,000㎡を超え5,000㎡以内			540,000円		
5,000㎡を超え1万㎡以内			660,000円		
1万㎡を超え2万5,000㎡以内			780,000円		
2万5,000㎡を超えるもの			890,000円		

(2) 変更申請 法第55条第1項	ア 当該変更に係る計画が法第55条第2項において準用する法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合 登録建築物調査機関等による適合証が提出された場合	(ア) 1戸建ての住宅	1戸あたり	4,000円	
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数	1戸	4,000円
				2～5戸以下	6,000円
				6～10戸以下	10,000円
				11～25戸以下	16,000円
				26～50戸以下	26,000円
				51～100戸以下	44,000円
				101～200戸以下	69,000円
				201～300戸以下	87,000円
		300戸を超えるもの	93,000円		
	上記の計画に共用部分が含まれている場合は、申請戸数に応じた手数料に共用部分の床面積に応じた手数料を合算してください。 (※:注意事項)	共用部分	300㎡以内	6,000円	
			300㎡を超え1,000㎡以内	10,000円	
			1,000㎡を超え2,000㎡以内	15,000円	
			2,000㎡を超え5,000㎡以内	44,000円	
			5,000㎡を超え1万㎡以内	68,000円	
			1万㎡を超え2万5,000㎡以内	85,000円	
			2万5,000㎡を超えるもの	100,000円	
	(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計	300㎡以内	6,000円	
			300㎡を超え1,000㎡以内	10,000円	
			1,000㎡を超え2,000㎡以内	15,000円	
2,000㎡を超え5,000㎡以内			44,000円		
5,000㎡を超え1万㎡以内			68,000円		
1万㎡を超え2万5,000㎡以内			86,000円		
2万5,000㎡を超えるもの			100,000円		
イ 上記以外	(ア) 1戸建ての住宅	1戸あたり	18,000円		
	(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数	1戸	18,000円	
			2～5戸以下	35,000円	
			6～10戸以下	49,000円	
			11～25戸以下	68,000円	
			26～50戸以下	98,000円	
			51～100戸以下	140,000円	
			101～200戸以下	180,000円	
			201～300戸以下	240,000円	
	300戸を超えるもの	290,000円			
上記の計画に共用部分が含まれている場合は、申請戸数に応じた手数料に共用部分の床面積に応じた手数料を合算してください。 (※:注意事項)	共用部分	300㎡以内	55,000円		
		300㎡を超え1,000㎡以内	69,000円		
		1,000㎡を超え2,000㎡以内	90,000円		
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	130,000円		
		5,000㎡を超え1万㎡以内	170,000円		
		1万㎡を超え2万5,000㎡以内	210,000円		
		2万5,000㎡を超えるもの	240,000円		
(ウ) (ア)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計	300㎡以内	120,000円		
		300㎡を超え1,000㎡以内	140,000円		
		1,000㎡を超え2,000㎡以内	190,000円		
		2,000㎡を超え5,000㎡以内	270,000円		
		5,000㎡を超え1万㎡以内	330,000円		
		1万㎡を超え2万5,000㎡以内	390,000円		
		2万5,000㎡を超えるもの	440,000円		

※注意事項〈手数料算定における留意事項〉

共同住宅等の計画で共用部分を有する計画のうち、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Ⅰの第2の2の2-3の(2)のロ」による計算方法とした場合は、共用部分は手数料に含まれません。

〈その他の注意事項〉

1. 一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、それぞれの棟ごとに(1)又は(2)に定める額を算出し合算します。

2 次の①から④までに掲げる規定の場合（複合建築物の場合）において、当該住戸部分（住戸部分には共用部分も含まれます。ただし、※注意事項の計算方法とした場合は、共用部分は手数料算定に含まれません。）以外の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次の①から④までに定める規定に定める額を加えてください。

- ① この項の(1)のアの(イ) 同アの(ウ)
- ② この項の(1)のイの(イ) 同イの(ウ)
- ③ この項の(2)のアの(イ) 同アの(ウ)
- ④ この項の(2)のイの(イ) 同イの(ウ)

3 この項の(1)又は(2)の場合において、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があったときは、この項の(1)又は(2)に定める額に、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査手数料を加えた額とします。